

外環の道

特集

平成20年9月25日に土地収用法に基づく事業認定申請に向けた外環(千葉県区間)の説明会を開催しました

東京外かく環状道路(千葉県区間)である国道298号及び高速自動車国道東関東自動車道水戸線の新設工事に関し、平成27年度の全線開通を目指し、国土交通省首都国道事務所と東日本高速道路(株)千葉工事事務所は、平成20年9月25日、土地収用法に基づく事業認定申請に向けた説明会を開催しました。

説明会の実施結果

本説明会は、土地収用法第15条の14の規定に基づき実施しました。

土地収用法第15条の14の規定では、事業の認定を受けようとする場合には、あらかじめ、事業の目的及び内容について、当該事業の認定について利害関係を有する者に説明することとされています。

開催日時：平成20年9月25日（木）18時30分から20時30分

開催場所：市川市文化会館大ホール（市川市大和田1-1-15）

主 催：国土交通省 関東地方整備局 首都国道事務所

東日本高速道路株式会社 関東支社 千葉工事事務所

来場者数：約440名

当日の流れ

- ・開会
- ・説明者紹介
- ・説明（事業の目的及び内容）
- ・質疑応答
- ・閉会



説明会の様子

説明の概要

説明会では、事業の名称、事業の認定を受けようとする区間を説明した後、外環の国道部と高速道路部それぞれの目的や機能、構造の概要、整備による効果、環境対策、そして今後の土地収用法の手続きの流れ等について説明しました。

事業の目的

首都圏は、我が国における経済、産業の中核を担い多くの都市機能が集積している一方、周辺からの交通の集中による慢性的な交通混雑によって都市の機能が著しく阻害されており、この緩和のために環状道路の整備を進めています。

東京外かく環状道路は、都心から放射状に伸びる関越道、東北道、常磐道、東関道などの高速道路や国道等の幹線道路を相互に連絡して、都心方向に集中する交通を円滑に分散、導入し、また都心に起終点を持たない交通をバイパス（迂回）させること等により、首都圏の交通混雑の緩和等を目的に計画された東京都心から半径約15km圏に位置する総延長約85kmの環状道路です。

松戸市及び市川市においては、南北方向の交通を担う国道などの幹線道路が存在しないため、その交通は県道市川松戸線や松戸原木線等（以下「県道等」といいます。）を利用していいる状況です。しかしながら、県道等はそのほとんどの区間が2車線の道路であり、また、松戸市及び市川市の市街地を通過することから、各所で慢性的な交通混雑が発生している状況にあります。【図-1】

さらに、松戸市及び市川市の生活道路となっている市道の交通事故件数は県内平均に比べて高い水準にあり、県道等の交通混雑避けた交通が生活道路を抜け道として利用していることが一因と考えられます。【図-2】

このような状況に対処するため、外環の国道部の整備を進めています。

また、市川市を含む千葉西北部臨海地区は、取扱貨物量が全国第2位である千葉港を中心とした京葉工業地帯の一部として機能しており、この地区から首都圏の広範囲にわたり多くの物資流動が見られます。しかしながら、例えば、この地区から埼玉県方面への物資輸送に東関道や京葉道路を利用する場合、現在の高速道路ネットワークでは都心の路線を経由せざるを得ない状況にあります。

また、都心を経由しない場合は、松戸市・市川市域における県道等を利用することとなるため、これらの路線の沿道環境に大きな影響を与えていていると考えられます。

このような状況に対処するため、外環の高速道路部の整備を進めています。

松戸・市川地域の道路状況
(県道 市川松戸線の状況)

市川市国府台付近の渋滞

【図-1】

市道での交通事故発生状況



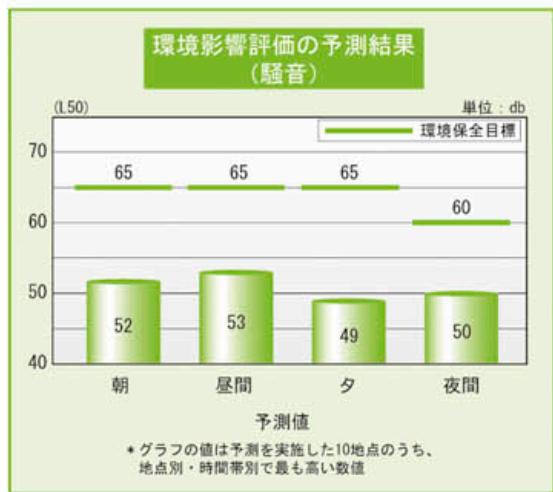
【図-2】

環境対策

千葉県内の外環の環境影響評価は、平成8年に千葉県知事により手続きが適切に実施されています。

環境影響評価では、大気汚染、騒音、振動等7つの項目について、外環が環境に及ぼす影響について予測・評価した結果、全ての環境保全目標は達成されると評価されています。以下に騒音の事例を示します。【図-3】

なお、工事期間中の環境保全対策につきましても、工事の実施にあたり十分な施工計画の検討を行い、関係法令等を遵守し工事中の安全確保に努めるとともに、必要に応じて調査を実施し適切な措置を講ずる等により、工事現場周辺の環境に及ぼす影響をできるだけ小さくするよう努めております。



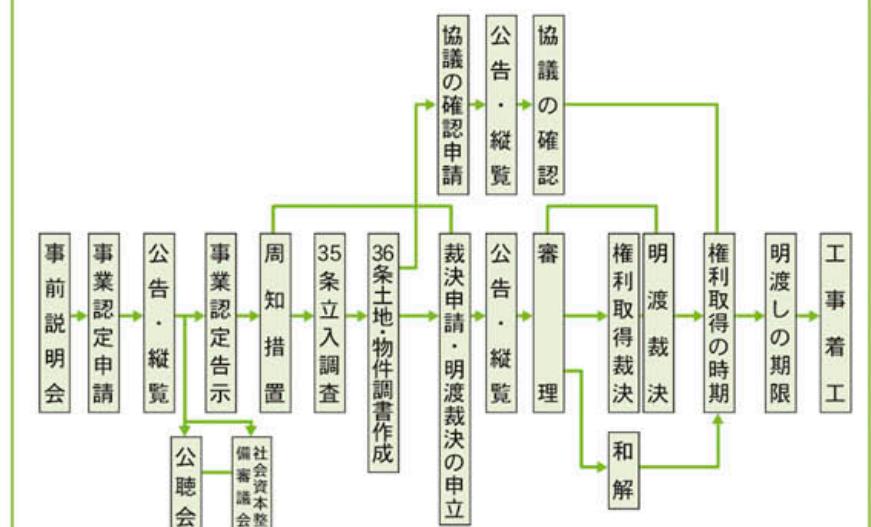
【図-3】

今後の手続き

外環に必要な用地の取得につきましては、これまでに大変多くの地権者等の皆様にご理解・ご協力をいただき、現在、必要な用地の約92%を取得させていただいているところです。

私共では、平成27年度全線開通に向け、必要な時期までに用地取得ができない場合に備え、任意での交渉と並行して事業認定申請に向けた手続きを進めているところです。今後、必要な資料が整い次第、適切な時期に申請を行う予定です。【図-4】

土地収用法の手続き



【図-4】

外環Information

外環千葉県区間の進捗状況をお知らせします。

用地取得状況(平成20年9月12日時点)

平成11年度より本格的に用地買収を開始して以降、これまで多くの地権者の皆様にご協力を頂き、用地取得率(用地全体に対する取得済み面積の割合)は、平成20年9月12日時点で約92%となっております。

私共では、残る地権者の方々に対し協力依頼の手紙を手渡し・郵送させていただく等、誠心誠意、交渉を進めさせて頂いているところですが、用地取得率は90%に達して以降、ここ数年はほとんど伸びず、頭打ちの状況が続いています。地権者の皆様には事業進捗になにとぞご理解・ご協力をお願い申し上げます。



外環についてのご相談はこちらまで!

外環市川相談所

外環の計画、道路の構造、環境対策、用地補償、代替地に関する情報提供など、地域の皆さまのご質問にお応えしています。

毎週月曜日から金曜日および毎月第2日曜日開設
(年末年始・祝祭日は休みです)
午前9:00～午後5:00まで
(午後0:15～午後1:00除く)

〒272-0824 市川市菅野6-1-9
☎047-323-0999



外環松戸相談所(外環情報センター矢切)

外環事業の概要・進捗状況等をお知らせしたり、事業・工事に関する相談窓口として、地域の皆さまのご要望にお応えしています。
毎週月曜日から金曜日および毎月第2日曜日開設
(年末年始・祝祭日は休みです)
午前9:00～午後5:00まで
(午後0:15～午後1:00除く)
〒271-0095 松戸市中矢切589-15
☎047-363-3452



国土交通省首都国道事務所

〒271-0072
松戸市竹ヶ花86
☎047-362-4111(代)
<http://www.ktr.mlit.go.jp/syuto/>

東日本高速道路(株)千葉工事事務所

〒261-0014
千葉市美浜区若葉2-9-3
☎043-350-3321(代)